

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶯 3-70-7
TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2021.5

一時支援金の登録確認機関の登録完了

一時支援金の概要については前月号で説明させていただきました。

登録確認機関としての当事務所の進捗状態ですが、3月初旬に申請して音沙汰なしでしたので、再申請しました。その後も若干のバタバタがありましたが、4月14日にメールでID等が届きました。やっと登録できました。

とにかく一方通行でやり取りができないので、最初にトラブルと大変気の重いものとなります。

事業再構築補助金

ネットでは色々賑やかしいですが、コロナで売上が低迷した業態からコロナ禍の影響が少ない業態への進出に対する補助金ですから、決断がかなり重く申請に踏み切るのはなかなか難しいです。

小規模事業持続化補助金

前年度の終盤は採択率が30%台に大幅に下がってしまいましたが、大幅予算増により、採択率は再び大幅に上がるものと思われます。ものづくり補助金、IT導入補助金も同様と思われます。

押印廃止

事業承継税制の年次報告書、岐阜県に提出したら、報告書だけでなく、添付書類の「誓約書」「証明書」「原本証明書」すべて代表印の押印がいらないとのこと。それで誓約書、証明書、原本証明書の体をなすのでしょうか。極端すぎると思います。

雇用調整助成金等の収益計上時期

収益計上の時期は、基本的には、交付決定日の属する事業年度となります。しかしながら費用収益対応の原則から、給料を支払った時期に対応させて収益を計上させてもよいことになっています。

ワーケーション旅費

テレワークの一環で、どこか雰囲気を変えるために観光地等でテレワークを行った場合の旅費は出張旅費で非課税になるか。

業務を行うにおいて必然性のない観光地先でのテレワークに支払われる旅費は給与課税となります。

コロナ禍による慰安旅行の中止に伴う一時金

コロナのため、密を避けるために慰安旅行を中止して、代わりに旅行券を配布した場合、福利厚生費として認められるか。

慰安旅行の目的は、お互いの親睦を深め、会社への帰属意識を高めることにあります。旅行券の配布では親睦を深めることはできませんので、一般的には旅行券は給与課税となります。

ここで考え方を切り替えて、慰安旅行を中止したのは、会社側の都合でもなく、従業員側の都合でもなく、コロナという災害のためということに観点を置くと、コロナ禍でストレスの発散ができず、会社の雰囲気が良くないので、何とか慰安旅行でもと思ってみても、これもコロナ禍でできません。これによりさらに大きくなる精神的ダメージを少しでも緩和するために見舞金を支給するというのであれば、福利厚生費として処理できる余地があるかと思えます。(私見です。)

毎年の慰安旅行の一人当たりの経費を計算したら一人何万円になったので、その金額を支給したらよいかと言えば、見舞金としては常識を超えているかと思います。常識的には1人1万円までかなと個人的には思います。(根拠はありません)

残業食

残業の食事代は実費精算で社会通念上妥当な金額であれば、福利厚生費とされますが、テレワークにおいても、領収書等をもって精算すれば、福利厚生費となります。もっとも、残業時間管理が何らかの方法でなされていればというのが前提です。(雑誌、税務通信より)

残業食は、残業により自宅での夕食の時間が遅くなることによる従業員の健康上の問題に配慮して、本来の夕食の時間までに何らかの食事を提供するものであることを考えると、帰宅後の食事を残業食と考えるのは、個人的には疑問です。

リトルワールド

リトルワールドの「世界のサンドウィッチとスープフェア」へ行ってきました。いつもは、ドイツ館でウィннаを摘みながらビールを一杯というのが主たる目的ですが、今回はまだ少し寒かったです。色々つまみ食いをしたなかで、ちょっと目を引いたのが、インドネシア館の「ロティロール」です。昔、母親が作ってくれたお好み焼きのように小麦粉をといて広げて焼いた生地にはタタコと牛肉を載せクレープのように巻いたものですが、さっぱりとしてどこか懐かしい味でした。今はコロナでダメですが、お祭りなどの屋台で新メニューとして出てきてほしいです。

コロナ第四波

コロナ第一波から早一年、すでに第四波となりました。ワクチン接種も始まります。何とか乗り切りたいものです。

コロナの感染で確定申告の申告期限が3月15日から4月15日まで延長されました。90%ほどは3月15日までに完了しましたが、やはり期限に延長があると精神的にも余裕ができ、見直しもできるのでありがたいと思います。制度的なゆとりということで、申告期限を毎年3月末日ぐらいまでに延ばしてほしいと切に思うようになりました。4月の12日の週は税務署が結構混んでいたとか、延ばしても結果は一緒、と国側は思うのでしょうか。

gBizID プライム登録申請

「経済産業省」「ビズ」で検索すると、「G ビズ ID/Home」というサイトがヒットしますので、そこをアクセスして、ビズプライムの登録をしておきましょう。

申請には、法人の場合は、代表者の代表印の印鑑証明書、個人の場合は個人の実印の印鑑証明書が必要となりますので、事前に取り寄せておきましょう。

コロナの影響で、現在は、各種補助金の申請、税務上の優遇税制の使える計画書の認定等は、全てネット申請等になっています。その場合、このビズ登録が必要となります。もし、何かの補助金を申請したい、でも期日が近づいているので急ぎたい、そんなときにビズ登録をしていないと、その登録だけで3週間ほど必要と言われてしまいます。つまりビズ登録のため申請が間に合わなかったということにもなります。

また、経営力向上計画の報告もビズにより行うこととなります。ビズ申請をしていないと、申告期限までに報告を完了し、確定申告書に添付しないと特例が使えない場合は、申告期限に間に合わないことにもなりかねません。

